

令和5年度宮崎県屋外広告物審議会会議録

日時 令和5年12月14日(木)

場所 県防災庁舎 5階52号室

午後1時58分開会

○事務局 定刻には若干早いですけれども、皆様方、既におそろいいただいておりますので、ただいまから宮崎県屋外広告物審議会を開会いたします。

改めまして、委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

なお、本日は審議会委員11名中8名の御出席、また、お二人の代理の御出席をいただいております。よって、屋外広告物条例第40条第2項に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

まず、議事に先立ちまして、都市計画課美しい宮崎づくり推進室長より御挨拶を申し上げます。

○美しい宮崎づくり推進室長（挨拶 略）

○事務局 次に、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。

お手元の出席者名簿を御覧ください。

まず、1号委員から順に御紹介いたします。

宮崎大学地域資源創成学部教授、熊野委員でございます。

建築士、川口委員でございます。

一般財団法人みやざき公園協会、穴見委員でございます。

宮崎商工会議所、日高委員でございます。

弁護士、石川委員でございます。

イゴス環境・色彩研究所、山口委員でございます。

続きまして、2号委員でございます。

宮崎県広告美術協同組合理事長、福田委員でございます。

最後に、4号委員、宮崎県議会商工建設常任委員会委員長、佐藤委員でございます。

また、本日は、5号委員、国土交通省宮崎河川国道事務所所長、松村委員の代理で副所長の安仲様、宮崎県警察本部生活安全部長、迎委員の代理で生活環境課長の田中様に代理で御出席をいただいております。

なお、3号委員、池田委員は、御都合により欠席でございます。

次に、本日使用する資料の確認をいたします。

本日は8点の資料をお配りしております。順に、会次第、出席者名簿、配席図、議案

書、資料 1、報告書、資料 2 の外、参考資料といたしまして、「屋外広告物条例により禁止地域等として指定する道路区域に係る基準」をお配りしております。不足しております資料はございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、条例第 40 条第 1 項の規定によりまして、会長である熊野委員に議長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○会長（挨拶、職務代理者及び議事録署名者の決定 略）

それでは、議案第 1 号の審議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、早速議案第 1 号について御説明いたします。

正面の資料 1 を御覧いただきつつ、お手元の資料では、議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

それでは、説明を始めたいと思います。

まず、第 1 号議案、都城志布志道路に係る禁止地域の区間の変更について御説明いたします。

宮崎県屋外広告物条例第 8 条第 11 号の規定に基づき、知事は、道路や鉄道及びこれらから展望することができる地域を、風致の維持及び景観の保全が必要であることから、禁止地域等として指定することができます。

禁止地域として指定されますと、自家用広告物など、一定の要件を満たす場合を除きまして、広告物の表示または設置が禁止されることとなります。

まず、本題に入る前に、今回この審議会、約 3 年ぶりの開催になりますので、少し屋外広告物の規定の内容について簡単に御説明したいと思います。

まず、前提といたしまして、屋外広告物は、仮に自分の土地であったとしても、一定の規模を越えたものであれば、県の許可を受けたものでないと表示することができません。これは先ほど申し上げました風致の維持、公衆の安全、そういったいわゆる公共の福祉のために規定するものでございます。その規制の強さは、地域ごとに分けて考えております。

先ほども出ました規制の区分につきましては、禁止地域と指定地域に分けて考えます。禁止地域につきましては、自家用広告物、表札もこれも当たりますし、工場や会社の名前を表示したのもこれに当たります。そういったものを除き、原則広告物と表示する

ことができません。規制地域につきましては、県の許可を受けることで、基準の範囲内で表示することができます。よって、例えば、景観等の保全を望む側にとっては、禁止地域で厳しく制限することには意味があるんですけども、一方で、広告主の皆さんにとっては、規制が重くのしかかるといったような一面がございます。このそれぞれの価値基準のバランスを勘案いたしまして、地域の実情に沿った適正な規制が必要であると考えております。

それでは、今回、高速道路、自動車専用道路周辺における規制について、さらに詳しく御説明いたします。

この基準につきましては、お手元の一番後ろの資料にあったと思うのですが、「屋外広告物条例により禁止地域等として指定する道路区域に係る基準」という両面1枚紙がそのよりどころとなっております。これを正面のスライドで少し簡単に図式化いたしました。先ほど申し上げた基準の第1の(1)と(2)です。高速道路や自動車専用道路につきましては、こちら、道路を走ってまして、用途地域——商業地域や工業地域などの用途地域であれば、道路から200メートル、こちらが第3種禁止地域になります。そして、用途地域以外の地域は、道路から左右500メートルが第2種禁止地域になります。こちらです。どちらも禁止地域ではございます。2種と3種でいうと、2種のほうが若干厳しくなるんですけども、禁止地域ですので、どちらも基本的にはかなり厳しい区域になるということで間違いはありません。

それでは、早速今回の議論となる都城志布志道路について御説明いたします。

まず、位置を確認いたします。こちらを宮崎自動車道が走っており、拡大しますと、ここが都城インターになります。ここが乙房インター、ここが令和6年度に開通する予定です。

整備状況について簡単に御説明いたします。

都城志布志道路は、高速道路を補完する目的で整備される地域高規格道路であります。都城市と大型船の移入拠点である志布志港をつなぐことで、地域の活性化を支援するものであります。このたび、全線開通することでさらに本道路の利用が増え、沿線における広告物の表示等も多くなると考えられます。こちらが拡大したものです。この辺りになります。

今回、議案1で御審議いただくのは、こちらのスライドの赤い枠のところと、紫の枠のところです。お時間が許す方につきましては、以前、赤い枠について御説明させてい

ただいたところであります。今回、都城志布志道路につきましては、この2つの用途地域があり、これについて検討していく必要がございます。

まず、赤い地域につきましては、県は、供用前と同様に規制地域のままにしたいと考えております。一方、紫につきましては、こちらはしっかり規定どおり禁止地域にしたいと考えております。一応念のため御説明いたしますと、これが現在です。規制地域になっています。このピンクとオレンジが規制地域、看板を立てられる地域だと思っていただいています。このピンクとオレンジが規制地域、看板を立てられる地域だと思っていただいています。ここが、都城志布志道路が通ること、この道路から200メートルのこの部分が緑色、第3種禁止地域、看板が立てられない地域になります。用途地域以外のこの部分は、500メートルが水色の第2種禁止地域となります。今回御提案いたしますのは、用途地域以外は禁止地域にするんですけれども、用途地域については、禁止地域にはしない、そのままにする、この部分については、オレンジ色だったんですけど、緑色の第3種禁止地域にする、それぞれ分けて考えたいというところなんです。

それぞれ取扱いを分けるべきと考えた理由について御説明いたします。

まず、例外的な取扱いをしたいと考えました、この赤い枠について御説明いたします。こちらの御覧いただいているものが都市計画の用途地域図に落とし込んだ地図です。これによりますと、先ほど申し上げた赤い枠のところは、都北町と太郎坊町の境なんですけれども、この太郎坊町と都北町にまたがる用途地域が今回の対象であると。ここが都城志布志道路、ここにちらっと見えているのが宮崎自動車道で、こちらになります。ここから都城志布志道路が走るということになります。

続きまして、8ページです。

次に、例外的な取扱いをすると考えるに至るまでに、特に重視して考えなければいけない点について御説明したいと思っております。それがこちらの3点です。

まず、1つ目は、法目的（高速道路周辺の風致の維持）が達成できているか、例外的な取扱いをしても、しっかりと法目的が達成できるのかという視点です。

2つ目、例外的な取扱いに合理性が備わっているか、合理性の基準につきましては後ほど御説明いたします。

そして最後、今後、将来、同様の疑義が生じる地区があった場合に、整合性がとれるかといったところで考えていきたいと思っております。

まず、1つ目の法目的の達成ができているかという点について考えていきたいと思っております。

法目的の達成につきましては、本県がなぜ高速道路周辺の規制を厳しくしているかという点について考えていくべきだというふうに思っております。その根拠としまして、平成5年、この屋外広告物条例が全面改正されるに当たり策定された基本方針というものが、ここから理由を見つけることができるというふうに思っております。

今回、それから抜粋したものを今お示ししていますが、要約しますと、高速道路やインターチェンジ周辺の「自然景観又は田園風景」が阻害されている状況を改善するため、道路等から展望できる地域について「その地域の状況に応じて指定する」という記載がありました。ここから基本方針により、路線の対象とされた自然景観または田園風景が守られているかというところで検討されていくべきだというふうに思っております。

続きまして、2つ目の、合理的な判断基準なんですけれども、県といたしましては、表紙の①から⑤のポイントを押さえて検討することで判断に合理性を帯びさせることができるというふうに考えております。

今回の赤枠の区域に当てはめて順に御説明いたします。

まず、1つ目、用途地域に限定した取扱いであること、先ほど御説明したとおりです。

2つ目、高速道路の対象地域は、保全の対象とされる自然景観または田園風景が広がっているとは言い難いこと、先ほど申し上げた高速道路の用途地域側の話をしています。用途地域側は保全の対象とされている自然景観または田園風景が広がっているとは言い難いということです。後で写真をお示しします。

3つ目、少し広い視点から考えたときに、現状を維持した場合でも、高速道路、新しい都城志布志道路から高千穂峰や霧島連山を望む、いわゆる都城盆地の景勝と呼ばれるものを阻害する可能性が少ないこと。

4つ目、都城市から要望があったこと。

5つ目、見直しによる効果が小さいこと、これも後で御説明しますが、看板をチェックしたときに、どれだけその景観に対する影響があるか、その効果について考えていきたいと思いました。

さらに説明を続けさせていただきます。

例外的な取扱いの判断の合理性についてです。県も、先日、こちらの場所を調査いたしまして、その合理的な取扱いができるかというところを調べてまいりました。写真が次のとおりになります。12 ページです。皆様は、お手元の資料の11 ページ目、こちらの地図に番号を振ってありますので、これを見ながらスライドを御覧いただければと思

います。

まず、①です。このダイレックス、このような看板が、今までは適法だったんですけども、これが12件、禁止地域にすることで違法な広告物になってしまいます。

次、②用途地域の概況です。御覧の地図で言うと、道路から右側のほうはにぎやかな市街地になっております。大小様々な看板が林立しております。

③です。今度は高速道路の上から見てみました。例えば、①のダイレックスの看板です。写真が小さくて大変恐縮なんですけど、この真ん中にダイレックスの看板がございます。ちょっと拡大してみますが、見えますでしょうか。この辺りです。こういった看板はもう既に風景に溶け込んでおりますので、特に悪い影響を与えているとは言い難いと思っております。

次に、反対の道路を挟んで左側を見ますと、高千穂峰をしっかりと見ることができます。看板もないというところでは。

最後に、高速道路のちょうど直上から左右を見た写真になります。用途地域の境界線上に高速道路が通っているような形になります。ですので、これを見る限り、地域の実情を勘案しながら、今までは高速道路の左右両方を規制していましたが、左右で異なる規制を行う必要性や可能性があるということも確認できます。

続きまして、都城市の要望書についても御説明いたします。今回の議論の発端になった要望書になります。市は、用途地域に指定した以上、店舗等への配慮を求めています。この基準の例として、宮崎市の取扱いを上げております。宮崎市は、用途地域上の高速道路がある場合、例えば清武ですけど、この辺りは用途地域等を除いた区域を禁止地域にしている。これに倣った取扱いを都城市も希望しております。

一方、次は紫の部分の説明をさせていただきます。紫は、宮崎自動車道から入ったすぐ、ここにある工業地域、工場が立ち並んでいるところです。こちらは赤い枠のところとは違って、今までと同様に禁止地域にするべきだというふうに考えました。ここは、道路を挟んで赤枠の例で言うところの高千穂峰や霧島連山側に工場や倉庫等が並んでおりまして、この写真のとおりですが、ちょっとそこを御説明いたします。

まず、①のところでは。これは高木インターチェンジになるべき付近です。ここのボックスカルバートの上を高速道路（都城志布志道路）が抜ける予定になっております。少し高速道路寄りから見ますと、ぐっとここに上がっている、これが10号線、それよりもかなり高いところを都城志布志道路が通る。で、この辺りに高千穂峰があるというよ

うなことになると思います。もう少し②を後ろから見ますと、ここは10号線から都城志布志道路の合流する辺りで、先ほど申し上げた高千穂峰があるということです。

最後です。この辺りが先ほど申し上げた工場や倉庫です。どうも野立看板があるわけではなさそうで、工場に表示されたいわゆる壁面広告や屋上広告物が散見されるというような地域になっています。

当該地域については、道路から200メートルを第3種禁止地域に指定することで、確かに既存の広告物で不適合となるものは生じるおそれがあります。ただし、ここはいわゆるインターチェンジにつながる場所です。ドライバーの安全であるとか、あるいは高速道路周辺は看板が立つことも考えられます。そういった将来的な広告物の林立などを抑制するために、ここで指定を厳しくするべきではないかというふうに考えたところでした。1つ判断の基準といたしまして、これは現道の交差点になります。もし、これは仮定ですけれども、規制を厳しくしなかった場合、これら表示されても違法ではない広告物です。違法ではないんですけれども、景観上、果たしていいのかというところでした。2011年では、右上のようなすっきりとしたところでしたが、こちらが最近です。指定地域であるということは、こういう可能性があるということです。この辺りの後ろに先ほどお見せした高千穂峰があるということであると、本当に県が大事にしようとしていたこの条例の趣旨を守ることができるのかなというふうに思ったところでした。

最後に、今後、同様の例が生じた際において、恐らく今回の審議会での判断が将来のモデルケースになるというふうに考えております。なので、しっかり今回の判断が、将来に対して責任のある審議になりますように、そこについて、先ほどお示しした5つのポイント、この辺りを踏まえて御説明したいと思います。

まず、自然景観や田園風景を守るという本県条例の本旨を尊重するならば、今回のような例外的取扱いが乱立するようなことがあってはならないというふうに考えております。そこで、あくまで審議の範囲を①の用途地域に限ることで、議論を合理的な範囲にとどめることができると考えております。一方で、地域の実情や関連自治体の意見の尊重も重要と考えますので、②から④のような視点で、そのような課題をクリアしたいというふうに思っております。

そして、最後に、やはり規制を強めるということは、表示者、広告主への負担を強いることになっていきますので、規制により得られる効果が表示者の負担の重さで見合うものであるか、その点のバランスについても判断する余地を残したいと思っております。繰り返

返しになりますが、議題 1 の事例ですと、赤枠のところは、5 の考えによると、規制の強化によってしても得られる効果が少なく、一方、紫枠のところは、将来の広告物の林立を防ぐことができるので、効果も大きいと考えているところです。

将来の話ですが、これは本当に将来であって、確実にこれが起こるか分かりませんが、例えば、東九州自動車道は、近い将来、油津を通ります。この油津の日南駅の裏というか、王子製紙の工場辺りを入れて、この辺りが用途地域になります。御覧の写真のように、パチンコだったりトライアルだったり、そういった看板も散見されるようなところです。こういったところについても、もし日南市から要望があったら、先ほどの3つの視点より、しっかり審議会で御審議いただければ、今後、同様に合理的な審議ができるということになります。

大変長くなりましたが、以上を踏まえまして、県としましては、スライドのとおり、赤枠は禁止地域にしない、紫だけを規定どおり禁止地域にするという取扱いにしたいというふうに考えます。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。事務局から議案第1号の説明がありましたが、皆様から何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

○事務局 ちなみに1点、補足いたします。赤い部分と紫の部分の、いわゆる都市計画法あるいは農村産業法の取扱いで、赤枠のところは、都市計画法上の用途地域です。屋外広告物条例は、ややこしいのが、用途地域等を規制の対象から外しましょう、別の解釈をしましょうというところで、赤枠のところは純然な用途地域ですが、紫のところは、都市計画上の用途地域ではなく、農村産業法上の産業導入地域、これも一応屋外広告物条例では用途地域等の「等」に入るというところになります。ただ、屋外広告物条例は別にどちらも取扱いが変わるものではありません。

○会長 ありがとうございます。

1号議案につきまして、いかがでございましょうか。御意見や御質問はございませんでしょうか。

○委員 ずっと御説明されたので、理解できたのかと思ってお聞きしておりましたが、もう少し区切って御説明をしていただいたほうがいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。用語がたくさん出てまいりますし、皆さんがふだんからなじんでいる言葉であれば非常に理解しやすいのですが、何かぴんとくるような資料とか、何か写真

も含めてお願いしておきたいと思います。

私は京都から来ておりますけれども、景観も専門で、ずっと各地の景観アドバイザーをしております。その中で、今回の見直しそのものといいますか、こういう事例を検討していく場面というのは各地である話なんです、いわゆる緩和していくということは、私自身が経験してきた中であんまりなかったものですから、厳しくという方向ばかりでしたし、ただ厳しければいいということでもないと思っております。

今、具体的なここにできる道路に対して、景観がどのように将来皆さんの目に映るのかということも踏まえて考えないといけないだろうと思ひまして、実は私、京都ではありますが、もう20年以上宮崎県内の油津から始まって西都、日向、都城駅前の色彩調査とかも市民の皆さんともう20年近く前にしたこともございます。高原町や三股町もずっと景観調査、色彩調査とか全部長年にわたって関わってきたので、大体现状は把握しているつもりでおります。ですから、もともと宮崎は外から見たとき、よくお話に出てきたであろう、岩切章太郎さんの岩切イズムみたいなものをイメージのようにどこかに大事に思い、皆さんが景観の大切さ、それが県民の誇りにつながることであるということも私も認識しておりますし、そういうことが、はたから見てもとてもすばらしいことだと思ひて関わってまいりました。特に景観アドバイザーといっても、審議して、これでいいんじゃないのというようなレベルではなくて、私自身は、日向市なんかは、個別の案件は色彩のコンディションまで全部、この色に調整するということを、設置者や業者の皆様をお願いしてそろえていただくことを街のためにお願いしたいということをつつ調整してきた立場で、110件ぐらいの案件がそれで完成してくると、やっぱり街並みが整っていくんですね。これは多分県がこの条例の中である程度緩やかにしておかないと、それぞれの市の状況に応じて対応しきれないという側面があるということも理解できます。でも、私ちょっと心配するのは、ここで、例えば、今回は差し障りがないからちょっと緩めていいんじゃないかと、例外的にそういう場所があつていいんじゃないかというふうにしたときに、今は、例えば既存不適格が12件でしたか、緩んだ途端に、ほかでそうなったときに、先ほど何か悪い事例もありましたけれども、もっと増えたりするということも考えられる。これは私が言うべきなのかどうか分かりませんが、この街、宮崎の景観がそうなつていいのかということ、逆に皆さんに問いたいなというふうに思ひまして、今日、実は午前中、現場を見ないと分からないものですから、ずっと車で走って見てまいりました。特に問題になるのは、たとえ10メートル以上の高さ

の看板が出てきますと、その隣はそれ以上に高いものを作る、そしてその隣りはもっと高いものを作る、そういう心理で看板というのはできていきますよね。隣りより、より大きくと、それは、結局そこに規制がかかるから、それをコントロールできるわけですが、はっきり言って、その高いものが林立している様を見て、特に都城の通り、新しくできる場所とはまた別ですけれども、それを言葉ではにぎやかであるという言い方をしているけれども、はっきり言って、騒音という言葉がありますけど、私の立場からすると、騒色という言い方になってしまいますが、やっぱり色が一つのルールも持たずに入り乱れている様は美しいのかということを考えてしまうのです。そうすると、風致の意義であるとか、いろんな様々な宮崎が目指してきた「美しい」ということを維持したり、あるいはそれを守れない状況になることだけは避けていただきたいなという思いがあります。ただ、ここで提案していただいているのに、都城市さんからの要望もあったりして、こういうふうには緩和することによって、個別に対応して、慎重に取り扱っていきたいということであれば、それはありなのかもしれない。でも、本当の気持ちからすると緩めないでほしいというのが本音であります。皆さんも自分の車で移動される際に、お車の中から御覧になって、例えば、新しい商業施設、たくさんのお店が並んでいるところの看板の状態をどう御覧になるか。私だったら、やっぱりそれはコントロールすべきで、ほかの地域で私が関わってきたところは全部コントロールをかけていっています。今、福岡県の柳川市も全部個別の案件、何々ドラッグさんの看板の字色も全部変えろとか、それをお願いして、コントロールしていく。だから、個別で検討していつて作ることが悪いというのではなくて、配慮してほしいということはどうやって伝えられるのかなど、落とし込んでいくときにですね。今ここで議論していることとはずれてしまいますけれども、実際問題として、本当にどうなっていくのかなどということをちょっと不安に思った次第です。長くなりましたが、私はちょっと不安に思うという程度でおさめさせていただきたいと思えます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの意見について、事務局から何か御回答とか御意見はございませんか。

○事務局 御意見ありがとうございます。

その前に、説明が大分長くなって大変失礼いたしました。次回から少しずつ区切りながらやっていこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本県が高速道路をこれだけ厳しくしている、なかなか他県でも見られないというふう

に聞いておりますが、それにはそれなりの理由があって、高速道の周辺をしっかりと守っていかうというところがある、そこは大切にしていきたいと思っておりますので、まずそこを一本筋として持っておきながら、今回、おっしゃっていただきましたとおり、どうしても実情があるとか、都城市の意見もある、そういったものも勘案して、本当に心苦しいという気持ちもある中で、将来にわたって無責任ではない形の、そういう例外的な取扱いをしたいというふうに思っております。

おっしゃるとおり、これを規制地域にするということは、看板が立つ可能性はあるということになるんですけれども、そこは規制地域といえども、しっかり規制はできますので、県としても慎重に今後も向き合っていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。用途地域といいましても、200メートル等第3種規制区域にかかってきて、また規制しないというわけではないかとは思いますが、この件につきまして、そのほか御意見、御質問等ありましたらよろしく願います。

○委員 今回規制を「厳しくする」から「緩くする」というものですので、どちらかという、緩くするほうというのは、いろいろ検討されているとおりでよいかなどは思うのですが、一方で紫の高木インターのほう、こちらは逆にそのまま条例通り、規制をされて「禁止区域」にされてしまうということですので、平等という観点から、なぜあちらはよくて、こちらはだめなのか、禁止にされるのだというような意見等が出る可能性もあると思われるのですが、14ページの右下のところ、「既存の広告物で不適格となるものが生じる恐れがある一方」というのがあるので、規制され、撤去しなければならないものが出てくるような書かれ方をされているのですが、これは具体的にどれぐらいの数があると把握されてますでしょうか。

○事務局 現在、都城土木事務所を通じて確認中ですが、3件ほど違反広告物になりそうな事案があるようです。「ようです」というふうに申し上げたのは、ここが写真でもお示ししましたとおり、看板自体は大きくなく、工場の壁面に張られておりますので、一個一個は小さいんですけれども、屋外広告物条例の規制の方法としては、一個一個大きさプラスその1つの住所で表示していい総量規制というものがあまして、こちらのほうで、もしかしたら引かかるかもしれないというところがあります。ここは少し確認に時間を要しますが、恐らく目視で見ると、3件ほどは違反になるかもしれないというところでは、ここにつきましては、しっかり丁寧に説明をして御理解いただく必要があるというふうに思っております。

○委員 その説明というのは、もう話とかされているのでしょうか。

○事務局 いえ、今はまだしておりません。していない理由としましては、どうしてもこれが禁止地域になるのは供用する直前というふうになっておりまして、しかるべき段階、即ち、今回御審議いただいた後に正式にこれが禁止地域になると決まりましてから、禁止地域になって1年たったら、違反広告物になってしまうので、順次お願いいたしますというような説明をすすめていきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そのほか、御意見、御質問等ございましたら、1号議案に結構集中するんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 13 ページのところ、今回の都城の要望の根拠というか、宮崎市がこうなっているからというところが載っていますけれども、これは宮崎市だけに限ったことなのか、またそうであれば、これはいつからそうなっているのか、分かったら教えてください。

○事務局 ちなみに宮崎市だけかというのは、例えば県内で宮崎市だけかということでしょうか。

○委員 そうです。

○事務局 そうです。宮崎市だけがそうであるというふうに認識しています。宮崎市以外は県の条例なので、県のほうで判断する以上、県内、今のところそういった取扱いはしていないということになります。

そして2つ目の、市はいつからかということですが、市のほうに確認しましたが、市として特に何か規定があるというわけではないようです。いつからかは定かではありませんが、用途地域は外し、地域の実情に沿って進めてきたというところのようです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そのほかございませんでしょうか。(質問、意見なし)

特にこれ以上御意見や御質問等ないようでしたら、委員の皆様の御意見には、議案に賛成の方や反対の方もいらっしゃいますので、採決によって議案に対する可否を決定させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。(異議なし)

特に皆様に御異議がないのであれば、次に移らせていただきたいと思います。なお、条例第40条第3項の規定によりまして、議案の可否は、出席委員の過半数により決することとなっております。また、可否同数の場合は、議長の決するところによることにな

っております。

では、採決の方法ですが、賛否の表明は挙手によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし)

では、挙手により採決を取らせていただければと思います。

なお、恐れ入りますが、代理出席者の方は採決への参加をお控えいただきますようお願いいたします。

議案第1号につきまして、賛成の方は挙手してください。(賛成委員挙手)

ありがとうございました。採決の結果、議案第1号につきましては、今皆様にお認めいただけるように、賛成多数であると認めさせていただいて、原案どおり承認させていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、その旨答申させていただきます。

続いて、議案第2号の審議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 では、説明させていただきます。

議案第2号は、国道221号及び268号に係る起点名の修正です。こちらは、周辺の自治体等から要望があったものではありません。小林土木事務所において、告示というのが禁止地域や規制地域が明記されている規定ですが、ここに記載されている地番を調べましたところ、次にお示ししますとおり、遺漏または誤りがありましたので、速やかに修正したいというものでございます。

該当するところは、下の①、②、③のところになります。

該当する地域の字図です。大変小さくて恐縮ですが、ここのオレンジの部分です。例えば、これは、読み上げますと、「小林市堤字三松 3535 番地先」というのが今までの記載でしたが、改めて字図を確認しますと、「3535 番」の次に「1」がございました。なので、こちらを追加するものです。

同様に、2つ目の「高原町大字西麓字馬登 1792 番地」、こちらも「1」がございましたので、こちらを追加するものでございます。

続きまして、こちらは、もともと「小林市野尻町東麓字出口 1999 番1」というふうに記載されていたんですけども、この小字図で、小林市野尻町東麓 1999 番1というのは1つしかない。それを小字まで行くと、この「出口」というところがあったんですけど、この「1999 番1」、小字は「出口」じゃなくて「宮竹」だったということが分かりまし

たので、「宮竹」のほうに修正をさせていただきます。

こちらのとおりに修正していいかどうか、御意見をお伺いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、第2号議案について、御意見、御質問等ございませんか。(意見、質問なし)

修正ということなので、特に御異議がないようでございますので、議案第2号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、その旨答申させていただきます。

引き続きまして、議案第3号の審議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 続きまして、第3号議案「国道327号(永田バイパス)の部分供用に係る禁止地域等の指定の見直し」です。

まず、もう一度制度内容について御説明いたします。

先ほどお示ししたものと似ておりますが、先ほどは高速道路だったのに対し、今回は高速道路以外の一般国道になります。お手元にある資料の「道路区画に係る基準」でいきますと、第2というところがこれに該当するものです。それを図式化したものです。

簡単に御説明いたしますと、高速道路以外の一般国道につきましては、その一般国道の中でも、特にイラストにあるとおり、①から②、③、観光に利用されたり、景勝地を眺望できたり、市町村が景観上重要と位置づけていたり、そういったところに該当する道路に関しては、用途地域を有する市町についての用途地域ではない部分は、道路左右100メートルを第2種禁止地域にする。用途地域のない町村につきましては、道路から左右300メートルを第2種禁止地域にするということになっております。簡単に説明するとそういうことになります。

それで、今回該当する地域について御紹介いたします。

ここが東九州自動車道を南から北に上っていくもので、日向のインターチェンジを降りたところですが、インターチェンジを降りると、こちらに出て、ここがファミリーマートがあったりするような道路になります。そこを起点にして、ここから新しくできた道路が対象となります。当該地についてももう少し説明いたします。

まず、現地を確認しましたところ、広告物は特にございませんでした。そして、禁止地域を敷く場合は、この青い帯になります。これは従前の規定どおりの取扱いというふ

うになっております。第3号議案についての説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。ただいまの第3号議案の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。(意見、質問なし)

それでは、特に御意見がないようでございますので、議案第3号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、その旨答申させていただきます。

引き続きまして、議案第4号の審議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号伊勢ヶ浜地区(日向市)の風致地区の指定の取消しに係る取扱いの見直しについて御説明いたします。

スライドにある地区になります。こちらは、平成27年に伊勢ヶ浜地区の風致地区としての指定が取り消されたことに伴い、日向市より宮崎県屋外広告物条例第8条第1号の規定に係る禁止地域の取扱いを行わないよう意見が提出されたもので、今回の議案にさせていただきますところではあります。

しかしながら、本件を改めて精査いたしましたところ、県は、既にここが風致地区として指定する前から日豊海岸国立公園の特別地域であったことから、同じ第8条第4号の第1種禁止地域、より厳しい禁止地域の指定を行っておりました。なので、日向市が風致地区を外したとしても、変わらず第1種禁止地域であり、特に取扱いも変わるものではありませんので、今回、議案には上げさせていただきましたが、結局のところ、変更を行わないものとして進めますということの報告に近いものとなります。

以上になります。

○会長 ありがとうございます。基本的には緩和される方向じゃないということですね。

○事務局 そうということです。

○会長 よろしく御理解いただければと思うのですが、議案第4号を原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

特に御意見がないようですので、その旨答申させていただきます。

なお、事務局より、今回の質疑に関連しまして1件報告がございます。事務局、お願いいたします。

○事務局 お手元の資料では、先ほどの「高速道路の基準」を御覧いただければと思います。こちらを改正したいというふうに思います。

こちらは基準、すなわち内規の改正ですので、審議会に諮問する事案ではございません。ただ、先ほど御審議いただいた議案第1号のような、いわゆる例外的な取扱いを審議できる規定を設ける必要があるというふうに思いましたので、表示されたスライドのとおり改正したいということでお知らせするものです。

説明いたしますと、左が改正前です。「道路及び道路から展望できる地域は云々云々とする」というような規定になっておりますが、こちら、右側のとおり、「道路及び道路から展望できる地域は、原則として禁止地域とします」、そして、但し書きを設けました。用途地域等において、第5に規定する——第5は割愛しましたが、「市町村の要望を踏まえ、尊重しましょう」という規定が同じく規定にあるんですけれども、この第5に規定する市町村の要望等により、地域の事情等を勘案し、かつ、審議会の意見に基づき、合理的な理由があると判断された場合に限り、「供用開始前の規制区分の適用を継続することができる」という一部を追加しようというふうに思っております。このようにしたいと考えておりますが、御意見がありましたらお伺いしたいというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。(意見、質問なし)

それでは、御報告は承りました。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、本日の議事は全て終了させていただきます。

また、議事進行に御協力いただきましたことを心よりお礼申し上げます。

また今回、1号議案につきましては、意見が分かれたこと、安易に緩和すべきではないという意見の方もいらっしゃったということを議事録に書きとめて、そういう方の意見も非常に大事なんだということで、今後の方向性を重視していければと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しさせていただきます。

○事務局 では、後の報告を続けさせていただきたいと思います。

報告書を御覧いただきたいと思います。

報告いたしますのは、こちら、通例で審議会に御報告させていただいているもので、乗合自動車の広告物、いわゆるラッピングバスについてです。

ラッピングバスにつきましては、宮交のバスに表示されているものは、デザイン審査をした上で、それを尊重し反映したものを広告主の皆様には表示いただいているということになっております。

今回は、昨年度審議会がありませんでしたので、昨年度分も含めた7件を御報告したいと思います。順に御報告いたします。

まず、1つ目です。令和4年10月から運行しておりまして、この前、9月30日まで運行していたものです。県企業局のラッピングバスになります。資料のとおりということで、対応だけ説明いたしますと、委員の皆様からこのキャラクターの大きさが若干大きくて圧迫感がある、あるいは吹き出し、このラッピングバスの考え方で特に重要なのは、ドライバーの安全を守る、やはり注意を引くような言葉だったり、華美なもので信号機と見間違ったり、ぼやけるといふか、そういったドライバーの注意をそぐようなものであってはいけないということで、吹き出しがかなり小さくて恐縮なんですけれども、3行もあるのはちょっといけないということで、2行になりました。キャラクターも実は少し小さくしたということで配慮をしております。

2つ目です。昨年12月から今年の12月19日まで運行する予定の南九州技研のバスです。こちらの意見といたしましては、少し赤の彩度を落としたほうがいい、文字数も減らすべき、絵や文字が多過ぎて情報量が多い、そういった御意見がありましたので、御覧のとおり、キャラクターを減らしたり、ちょっと分かりづらいのですが、この赤いラインは彩度を少し落としております。そういった配慮をしております。

続きまして3つ目、これは今年度に入ってからのもので、都城市のロイヤルホームさん、今年の7月から来年の7月20日まで運行予定のもので、まず、意見といたしまして、文字が小さいものは運転手が注視することで、よそ見や交通事故を誘発する危険があるということ、全体的に文字の間隔が詰まっており圧迫感を感じる。イラストや写真、ロゴについて、特に右上の黒い部分が詰め込み過ぎの感があるということで、右側の「検索」というところを削除したり、右上の部分を人物に変えて少しすっきりしたデザインになりました。

4つ目、次が宮崎県の国際・経済交流課、ポケモンのナッシーのラッピングバスになります。御意見といたしまして、キャラクターが目立ち街並みと調和しない、背景とイラストの印象が強く全体的に派手過ぎる、背景色を改善してほしいというような御意見がありました。少し分かりづらいのですが、先方の回答としましては、高彩度色

を広範囲に使用しないで配慮していただいたということです。ちょっとこの資料では分かりづらいのですが、そういう御配慮をいただいたということです。

5つ目、新興不動産有限会社、今年の9月から来年の8月末まで運行予定のものです。御意見といたしましては、ストライプの彩度を落とすか、色を1色に変更することで景觀に配慮できるというような御意見がありましたので、ストライプの彩度を落とし、景觀に配慮したという回答をもとに、このような修正がなされております。彩度が落ちているというふうにこちらも確認しております。

最後、6つ目、合同会社すずらんです。延岡のもので今年の9月から来年9月20日まで運行予定です。少しごみごみしておりますので、この件について、文字や番号を簡潔にしたほうがいい、電話番号の色と背景色が重なり見えづらい、イラストが大きい、また、イラストと文字が重なっているの、いずれかを小さくするべきという御意見がありました。そこで、御覧のとおり、まず電話番号の色を変えて、イラストを少しずらすことで分かりやすくなっております。

報告事項は以上で、こちらはまだ運行しておりませんので、来年度の審議会で恐らく報告するんでしょうが、デザイン審査をしていただいておりますので、一応お知らせだけはしたいと思います。

7つ目、県の長寿介護課が都城市で、来年の3月末、今年度末まで走らせる予定の介護のバスになります。「介護をもっと身近に」や写真、こういったところで御意見がございまして、これについて御判断いただいているところです。ただ、写真が、これは介護事務所のほうについて回って撮った写真でということで、なかなか減らせないみたいという事前の報告があったので、できる限りの配慮を求めるところにとどめたところではあります。結果は、この後、上がってみないと分かりませんが、その点、お伝えいたします。

早口になりましたが、報告のほうは以上となります。

○会長 ありがとうございます。ただいま説明がありました報告事項につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。(意見、質問なし)

個人的な意見ですが、的確に皆さん御判断いただいて、右のほうがよくなっているんじゃないかなと思います。特に、景色というのは、近景、中景、遠景と分かりますけど、バスの広告というのは、300メートル以内の近景になりますので、ドライバーの視点がそこに行ってしまうと、周りがすごく見づらくなって危なくなるというので、文字にし

でも、見にくかったら注視してしまうとか、奇抜だったら思わず目が行ってしまうとか
いって、前方注視がおろそかになる可能性があるので、先ほど御意見もありました安全
性の意味からも、少しでも向上できたんじゃないかなとは個人的には思いました。

その他、ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、本日の議事は全て終了させてい
ただければと思います。

議事進行に御協力いただきましたことを心よりお礼申し上げます。

それでは、事務局に最後をお返しさせていただきます。

○事務局 会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日
は長時間にわたる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、宮崎県屋外広告物審議会を閉会いたします。

午後 3 時 5 分閉会